

平成 30 年 10 月 10 日

平成 30 年度 9 月第 7 回定例会・決算特別委員会
維新の会 意見表明 「決算特別委員会」

維新の会の光本圭佑です。

維新の会を代表いたしまして、本委員会に付託された平成 29 年度歳入歳出決算並びにその他関連諸案件に対しまして、意見表明を行ってまいります。

それでは、以下項目ごとに意見、要望を述べてまいります。

事務事業評価シートについて

各事業はこれまでの承継で事業を行う事が目的となっており、結果はどのように思えてなりません。決算審査で最も重要な事務事業評価シートのほとんどがコピーされ完全に形骸化し、市民に対する説明責任が果たせていません。事務事業評価シートでその事業の目的、成果、改善策の明確な「見える化」を行うと共に新地方公会計を決算審査に活用するよう要望致します。

中学校弁当事業について

中学校弁当事業の目的を否定するものではありませんが、6 年間も役所の運営のあり方が悪く効果が出ていません。この事業の目的は、自宅から弁当を持参できない子供たちが菓子パン等で済まし栄養のバランスが悪いところをカバーするものです。であるならば、素晴らしい中学校弁当を自宅から持参できない子供たち全員に喫食してもらえば利用率も 10% となり目指す目標や栄養バランス、食育の目的も達成でき子供達にとっても非常に良い事だと思います。必要な事業であっても 6 年間も役所の運営のあり方が悪く効果が出ていない事業は役所の責任として小手先の改善ではなく抜本的に手法を大改革し事業目的を達成して頂くことを要望致します。

学力向上施策について

子供達が平等に授業を受ける機会を教師の「やる気」で奪う事は許されないと思います。また、学力向上の 3 本柱の事業名で考えてしまうと、事業目的や趣旨を誤解してしまいます。学力向上はあくまでも「生きる力」を育てる手段の一つであることをもっと明確にして頂き、担当教師の情熱により偏りが出ないような

仕組みを本市独自の人事評価においてクリアして頂くことを要望致します。

教員指導力向上事業について

教員指導力向上事業において、教員の指導力を高め授業の内容を理解し学力の向上を目的としながら外国語活動補助員謝礼に平成 29 年度で 53%、30 年度では 74%もの予算を使っています。目的を達成するための手段が違う気が非常に致します。この教員指導力向上事業は、目的に応じた予算配分を次年度に向けて明確にして頂くよう要望致します。

いじめの相談体制について

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その子の生命を奪うおそれのある行為であります。本市において昨年 12 月に市内の中学 2 年生の女儿が学校での悩みを自分一人で抱え、命を絶っています。今後、このような事が起こらないためにも子供達が気軽にスマホ等でいじめ相談できるシステムを早急に構築するよう要望致します。

不登校対策の充実について

不登校を教育の観点で捉えて対応するだけでなく、学校における取組を強化するとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援、家庭の協力を得るための方策等を充実していくことを要望致します。

子どもの貧困について

2016 年厚生労働省発表によると、経済的に厳しい家庭で育つ 17 歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は 13.9%、7 人に 1 人が、ひとり親の子供の貧困率は 50.8%、2 人に 1 人が貧困となっています。特にひとり親の子供の貧困は深刻です。

本市では「尼崎市子どもの生活に関する実態調査」結果報告書が平成 30 年 3 月に公表されました。相対的貧困層の両親がそろっている世帯も支援は必要であります。ひとり親世帯に特に支援が必要であり、重要と本市が示されました。ひとり親世帯の子供に対する支援施策を強化して頂くよう要望致します。

子ども医療費助成について

現在、兵庫県下 41 の自治体の 85%以上が、中学校卒業までの入院、通院共、医療費を無償にしている中、子ども医療費助成において、通院の県助成に上乘せして、自治体独自支援を行っていないのは尼崎市だけです。

他市でも、尼崎市と同じく財政的に厳しい中でも実施され、子育て世代が転入し、人口も増加しています。

本市の最重要課題である「ファミリー世帯の定住・転入促進」を事業としているのなら、最優先すべきと考えます。

段階を踏んで、まずは中学校卒業までの医療費の無償化を進め、所得制限の設定基準を十分吟味され、今の子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備として、早急に実施していただくよう要望致します。

待機児童の早期解消について

平成 30 年 4 月の保育施設等の待機児童は 156 人です。

ファミリー世帯の定住転入増に繋がるように、保育所の整備を行い、定員の増加、また保育士の確保による待機児童の早期解消を要望致します。

児童ホームについて

本市として重点化する施策として「児童ホーム」の施設整備、校舎活用など手法により待機児童解消に向け取り組んでいます。

今後、待機児童の多い学校では、使用していない教室等を児童ホームとして利用出来るよう要望致します。

公共施設の管理について

本市公共施設の保有面積は類似中核市と比べても大きく、より一層のファシリティマネジメントの推進を図らなければなりません。本市、公共施設の維持管理、修繕などの管理権限の縦割りを排し、全庁的な視点で保全業務を一元的に行える新たな部署を設置されるよう要望致します。

消防団員の確保について

本市の消防団員については、全国的な傾向と同様に減少しており、定員との充足率については、全国平均との差が広がってきている状況にあります。地域における消防活動の体制を確保していくことは重要であり、「消防団応援事業所」の増加を図るとともに、隣の分団への応援といった運用方法の検討もされていると

のことでありますが、安定した運用のためには、団員の確保にむけて、さらなる取り組みが必要です。団員の平均年齢も40代半ばとなっており、火災や災害時に地域を守る宝として、若手団員の増加に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、老朽化している器具庫の整備・改修などハード面の整備にも力を入れるよう要望致します。

老朽危険空き家の対策について

老朽化した空き家については、度重なる台風の襲来により、その危険性がさらに認識されているところであります。所有者不明の空き家については、法的措置など行政としてあらゆる手段を講じることは当然のことではありますが、経済的理由により放置されているものに対しても、地域の安全のため行政として老朽建物の解体後の固定資産税の一定期間の減免や解体を促す補助金制度などの対応が必要です。築年数の古い空き家の処分にかかる補助や、空き地になった後の税の軽減措置など、危険な空き家が着実に減少していくよう、空き家を起因とした事故などが起こる前に速やかに対応することを要望致します。

地域振興体制の再構築について

尼崎市とは様子が全く異なる長野県飯田市への継続した職員の派遣など、市が取り組もうとしている地域振興体制の再構築が、尼崎市に必要なものなのかどうか疑問です。尼崎市にとってどのような地域振興体制が必要なのか、市が描く新たな形は、多くの市民が合意をしているものなのか、市民が必要とする体制なのかどうか、しっかりと説明をしていただきたいです。他都市で有効な仕組みが尼崎市でも有効であるとは限らず、ぜひ尼崎市に必要な地域振興体制の再構築を行うよう要望致します。

雨水貯留管整備事業について

まずは地元住民の不安や不満を払拭していただきたいです。地元住民の理解と協力を得るには、説明会を何度も開催し、地元住民への誠意のある回答や対応をする事が重要です。また、工事着手前の準備予算を取ること、地域住民合意の下、事業着手することを要望致します。

市有地活用について

プロポーザル方式、一般競争入札方式の選別の見える化を行うこと、また、貸付か売払いについては、市民に見える形で検討を行うよう要望致します。

動物愛護対策事業について

動物愛護管理推進協議会の積極的な活用はもちろんのこと、多頭飼育崩壊を未然に防ぐ対策や「動物の愛護や適正な飼育管理」に取り組む職員の増員、及び動物の保護が本市として更に受入れ出来る施設の拡充を要望致します。

住宅施策における定住・転入の促進について

尼崎市立地適正化計画に基づく住宅施策の推進、及び低廉で優良な住宅の供給促進住宅購入検討者が定住・転入出来るよう市民平均所得から鑑みて無理なく購入出来る施策を要望致します。

観光地域づくりについて

「観光客を一時的なものとするのみではなく、継続して来訪者を獲得し、地域経済を活性化していけるような仕組みを検討・構築していく必要がある。」と本市の見解の通り具体的に実行に移す施策、宿泊施設の増室、インバウンド客の本市の取込み対策として洋式トイレの設置や多言語表記（日本語、英語、中国語、ハングル語、等）を行うことを要望致します。

教育施設の空調整備について

空調整備については、熱中症対策の為、幼稚園に空調設置率 100%設置を推進する施策を要望致します。また、災害時の避難場所にもなる可能性がある学校体育館への空調設備の設置を推進する施策を要望致します。

公設地方卸売市場について

地方卸売市場については、給食センターの建設地としての検討だけではなく、並行して今後の在り方を早急に検討することを要望致します。

生活保護の不正受給について

本市の生活保護率は、他都市に比べ非常に高くなっております。生活保護の受給を求めるのは、国民の権利であり重要なセーフティーネットですが、一部の方の不正受給が後を立ちません。不正受給行為は、生活保護制度の維持や適切に受給している方にも影響を及ぼしかねません。ケースワーカーの配置と適正化、生活保護の監視を行い、徹底した不正受給の排除を行うよう要望致します。

行政の災害対応能力の向上について

災害対応の実態や課題認識を踏まえ、災害への事前の備えを拡充するとともに、想定を超える事態にも対処できるように、組織・職員体制を構築し、あわせて高齢者等を含めた市民等への確実な情報伝達手法の取組を早急に行うことを要望致します。

以上、維新の会の意見表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。